

診療報酬・施設基準に関する掲示

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

患者様に安心して質の高い医療を受けていただくために、以下の施設基準を満たし、届出を行っております。

■ 外来感染対策向上加算・発熱患者等対応加算

当院は、院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- 感染管理者である院長が中心となり、職員全員で院内感染対策を推進します。
- 院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します。
- 感染性の高い疾患（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など）が疑われる患者様については、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- 抗菌薬の適正使用を推奨するなど、感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

■ 医療情報取得加算

当院は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行う体制を有しています。

質の高い診療を実施するために、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

■ 医療DX推進体制整備加算

医療DX(デジタルトランスフォーメーション)推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行います。

- オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を、今後導入・実施していく予定です。

■ 一般名処方加算

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

■ 明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

■ 小児抗菌薬適正使用支援加算

感染症治療の基本である「抗菌薬の適正使用」を推進するため、以下の対応を行っています。

- 急性気道感染症(風邪)や急性下痢症(胃腸炎)などの患者様(主に小児)に対し、診察の結果、抗菌薬(抗生物質)の投与が必要ないと判断した場合は、抗菌薬を使用しない治療を推奨しています。
- ウイルス性の感染症には抗菌薬が効かないことや、副作用のリスク、耐性菌(薬が効かない菌)の発生を防ぐために、療養上の注意点などを丁寧に説明いたします。

■ 生活習慣病管理料(I)(II)

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者様が対象です。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省の指針通り、個々に応じたより専門的・総合的な治療管理をおこなうため、「特定疾患療養管理料」から「生活習慣病管理料」へ移行いたします。

- 対象: 高血圧症、脂質異常症、糖尿病を中心に通院されている方
- 内容: 医師が個々に応じた「療養計画書」を作成し、服薬指導だけでなく、食事や運動に関する総合的な指導を行います。初回および内容変更時には、計画書へのご署名をいただきます。
- 長期処方について: 患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上 of 長期の投薬を行うことが可能です。

■ 特定疾患療養管理料

生活習慣病管理料の対象となる疾患(高血圧、脂質異常症、糖尿病)以外の、厚生労働大臣が定める特定の疾患(慢性胃炎、心疾患、喘息などの慢性疾患)を主病とする患者様に対して、プライマリケア(初期診療)を行う場合に算定いたします。

■ 特定疾患処方管理加算

特定疾患療養管理料の対象となる患者様に対し、処方期間が28日以上 of 投薬を行った場合に算定いたします。

- 当院では、患者様の病状が安定していると医師が判断した場合、28日以上 of 長期処方を行うことが可能です。

■ 時間外加算

診療受付時間前後に受付された方に算定いたします。

■ 夜間・早朝加算

土曜日12時以降に受付された方に算定いたします。